

(様式第1号 別紙1)

宮城県移住支援事業に係る移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮城県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び仙台市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1(2)及び宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第11条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽その他不正の手段により移住支援金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に宮城県外に転出した場合：全額
 - (3) (就業の場合のみ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金(移住・起業・就業型))又は地域未来交付金を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の申請日から5年以内に仙台市以外の市町村に転出する場合には、移住支援事業・マッチング支援事業実施要領及び宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第14条に基づき仙台市に住所変更の届出を提出します。この住所変更の届出は、移住支援金の申請日から5年以内に他の市町村に移動する都度、仙台市に提出します。
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される仙台市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。
- 5 (住民票の除票により、過去に東京圏から東京圏外への転出が確認された場合のみ) 東京圏外の転居先の市町村に、申請者が過去に移住支援金を受給していないかを仙台市が確認することを了承します。
- 6 移住支援金の申請及び通知等の書類について、申請日から5年間保存します。

7 申請者及び世帯向けの金額を申請する場合における世帯員全員が、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。